

工場立地法の概要

目的(法第1条)

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与すること。

制度の仕組み

届出義務がかかる工場
(=特定工場)法第6条

- ・業種: 製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱発電所は除く) (施行令第1条) かつ
- ・規模: 敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上 (施行令第2条)

届出
(法第6、7、8条等)

- ・工場を新設等する際に、生産施設の面積や緑地の整備状況について、工場が立地している都道府県(政令市の場合は政令市)に対し届出をする必要。(届出から90日間は着工できない。都道府県知事等が認める時は短縮可。(法第11条))

勧告
法第9条

- ・都道府県等は、工場から届出があった緑地面積や生産施設面積の敷地面積に対する割合等について**準則(勧告する際の判断基準)**に適合するか等を判断→適合しない場合等には是正の勧告を実施。

準則の種類(根拠規定)	制定主体等	定める内容	備考
工場立地に関する準則 (法第4条)	国	生産施設面積率の基準 緑地面積率の基準 等	
地域準則(法第4条の2)	都道府県・ 政令市	緑地及び環境施設の面 積率の基準	地方分権第2次一括法によりH24 年4月から都道府県・市に移譲
市町村準則 (企業立地促進法第10条)	市町村	緑地面積率の基準	企業立地促進法による場合のみ

変更命令
法第10条

- ・勧告を実施しても、その勧告に特定工場が従わない場合等の状況が発生した場合変更の命令

罰則
法第16条等

- ・変更命令に違反した者等